

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書 取りやめ

_____ 税務署長

_____年 _____月 _____日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 _____) (TEL _____ - _____ - _____)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____) (TEL _____ - _____ - _____)		
フリガナ 氏名	_____	生年月日	_____年 _____月 _____日
整理番号	職業	フリガナ 屋号	_____

- 1 届出の区分（適用を取りやめたい内容に応じて、以下の□の**いずれか**にチェックを入れる。）
- _____年 _____月 _____日以後保存等を行う所得税の国税関係帳簿について、所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る**65万円の青色申告特別控除**の適用を取りやめます（※）ので、規則第5条第2項の規定により届け出ます。
- 特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日：_____年 _____月 _____日
 - （※）この届出書を提出した日の属する年分以後の年分については、既に提出された上記の特例の適用を受ける旨の届出書は、その効力を失い、上記の特例の適用を受けることはできません。
- _____年 _____月 _____日以後保存等を行う特例国税関係帳簿について、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る**65万円の青色申告特別控除及び過少申告加算税の特例**の適用を取りやめます（※）ので、規則第5条第2項の規定により届け出ます。
- 特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日：_____年 _____月 _____日
 - （※）この届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、既に提出された上記の特例の適用を受ける旨の届出書は、その効力を失い、上記の特例の適用を受けることはできません。

2 その他参考となるべき事項

税理士署名	_____
-------	-------

※ 税務署 処理欄	通信日付印	確認	入力年月日	入力担当者	番号確認	(摘要)
	_____年 _____月 _____日		_____年 _____月 _____日			

書 き 方

- 1 この届出書は、①所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用をやめようとして、税務署長にその旨を届け出る場合、又は、②所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用及び特例国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告等があった場合において電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 8 条第 4 項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用をやめようとして、税務署長にその旨を届け出る場合に使用してください。

※ 特例国税関係帳簿・・・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（この届出書において「規則」といいます。）第 5 条第 1 項（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿（所得税法施行規則第 58 条第 1 項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）又は消費税法第 30 条第 7 項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第 2 項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿）をいいます。

（注）上記の「財務大臣の定める取引に関する事項」とは、下表のとおり、所得税に係る帳簿の種類に応じて、それぞれ以下の事項となります。

所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形（融通手形を除きます。以下、本表において同じです。）上の債権債務に関する事項 ② 上記①以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ③ 所得税法第 2 条第 1 項第 19 号に規定する減価償却資産及び同項第 20 号に規定する繰延資産（以下、本表において「減価償却資産等」といいます。）に関する事項 ④ 収入に関する事項 ⑤ 費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得を除きます。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形上の債権債務に関する事項 ② 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ③ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ⑤ 減価償却資産等に関する事項 ⑥ 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。）その他収入に関する事項 ⑦ 仕入れその他費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得に限ります。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 収入に関する事項 ④ 費用に関する事項
山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 山林の伐採・譲渡・家事消費その他これに類するものの収入に関する事項 ④ 費用に関する事項

※ 所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律により電磁的記録による保存等の承認を受けている国税関係帳簿又は国税関係書類について、電磁的記録等による保存等をやめようとする場合には、この届出書ではなく、「国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」を提出してください。

※ この届出書により上記②の適用を取りやめる旨を届け出た場合には、「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書」を提出する必要はありません。

- 2 上記 1 ①又は②の適用を取りやめようとする場合には、この届出書を所轄税務署長に提出してください。
なお、この届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、既に提出された上記 1 ①又は②の適用を受ける旨の届出書は、その効力を失います。

3 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
1	届出の区分	上記1の①及び②について、適用を取りやめたい内容に応じて、□（チェック欄）にレ印を付して表示し、取りやめようとする年月日を記載してください。 また、特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。
2	その他参考となるべき事項	その他参考となる事項を記載します。